

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十四条の二第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号並びに第六十六条の十四第一号へ（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する

内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外)</p> <p>第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 [略]</p> <p>(金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為)</p> <p>第四百四十九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。)を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次</p>	<p>(金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外)</p> <p>第四百四十八条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 [同上]</p> <p>(金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為)</p> <p>第四百四十九条 [同上]</p> <p>一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。以下この号において同じ。)を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件</p>

に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ [略]

ロ イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人の
イの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならない
こと。

ハ [略]

二 [略]

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の
受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府
令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の
売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすも
のとする。

一 [略]

二 前号イ又はロの有価証券の売買をした月におけるその個人の同
号イの対価に相当する額及び同号ロの対価に相当する額の全部又
は一部の総額が十万円を超えることとならないこと。

三 [略]

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定

の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除
く。）

イ [同上]

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならない
こと。

ハ [同上]

二 [同上]

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の
受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 [同上]

一 [同上]

二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこ
と。

三 [同上]

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 [同上]

める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ [略]

ロ イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人のイの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

ハ [略]

【二〇五 略】

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外）

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等（金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 [略]

二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

三 [略]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ [同上]

【二〇五 同上】

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外）

第二百七十四条 [同上]

一 [同上]

二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

三 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六十五条 法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の第十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与することを条件として有価証券の売買（同法第二条第八項第一号に規定する有価証券の売買をいう。以下この節において同じ。）の受託等（同法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいい、有価証券等仲介業務に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 「略」</p>	<p>第六十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。